

**障害者差別解消法への対応（日野市の取組状況）**◎ **障害者差別解消法（平成 28 年 4 月 1 日施行）**

障害者権利条約に日本が署名（平成 19 年 9 月）から国内の関係法を整備し、平成 25 年 6 月に障害者差別解消法が制定。

◇ **行政機関（国の行政機関・地方公共団体など）**

「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」

「合理的配慮の提供」（法的義務）

◇ **民間事業者（個人事業者、NPO などの非営利事業者も含む）**

「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」

「合理的配慮の提供に努める」（努力義務）

◎ **日野市の取組（平成 28 年度～平成 29 年度）****<平成 28 年度>**◇ **障害者差別解消基本方針の策定（平成 29 年 3 月）**

- ・ 障害当事者も入った検討委員会を開催し、パブリックも踏まえ基本方針案を作成。検討委員会委員長から市長に報告し、市が基本方針を策定。

※ 障害者差別解消基本方針は、今後策定予定の（仮称）障害者差別解消条例も視野に入れ策定。

◇ **職員対応要領の策定（平成 29 年 3 月）**

- ・ 障害者差別解消法第 10 条の規定に基づき策定。
- ・ 市職員（臨時職員等も含む）は、障害者差別解消法の趣旨を理解し、この対応要領の事項に基づき、障害者に対して適切に対応しなければならない。

**<平成 29 年度>**◇ **障害者差別解消基本方針の内容を市民等へ周知**

- ・ 市職員（8 月、10 月）、市民・事業者（10 月以降）、障害者週間イベント（12 月）

◇ **障害者差別解消基本方針及び職員対応要領に基づく各課の取組**

- ・ 基本方針に基づく取組方針の作成・実行
- ・ 対応要領に基づく各課対応シート  
⇒ 市職員全員が差別解消に向けた理解と取組の推進

◇ **（仮称）障害者差別解消条例の検討**

- ・ 障害者差別解消条例策定委員会を設置（10 月）。
- ・ 東京都でも「障害者への理解促進及び差別解消のための条例」を検討中。平成 30 年 10 月の施行を目指している。
- ・ 日野市では、平成 31 年度以降の条例施行を目指して検討を行う。

◎ **障害者差別解消に向けた取組みを推進するために**

平成 29 年度中に、障害者基本法に基づく障害者計画「障害者保健福祉ひの 6 か年プラン」を策定する。この計画に、障害者差別解消に向けた取組みの施策を盛り込み推進する予定。